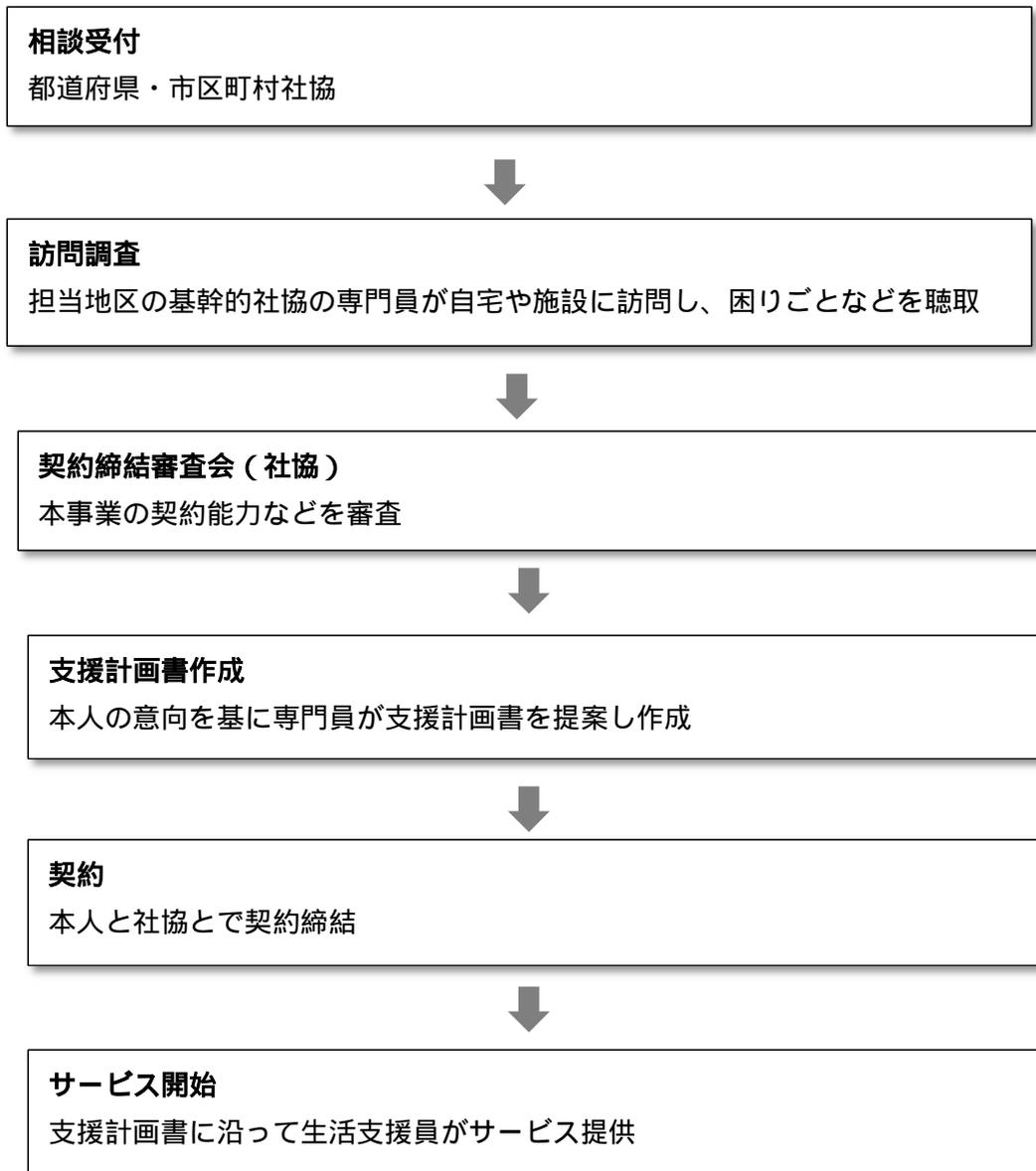


(2) 日常生活自立支援事業

本事業の概要

対象	<p>日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分一人で契約などの判断をすることが不安な人や、お金の出し入れ、書類の管理などを行うのに不安のある人。</p> <p>認知症の診断を受けている人、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人に限られるものではなく、病院や福祉施設に入院・入所している人も利用することができる。</p> <p>本人の判断能力が低下して日常生活自立支援事業の契約ができない場合でも、成年後見人などとの契約により利用できる場合もある。ただし、契約締結審査会の承認が必要。</p>	
主なサービス内容	福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供福祉サービスの利用申し込み、契約代行、代理 ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き支援
	日常的な金銭管理	<p>福祉サービスの利用料の支払い代行</p> <p>年金や福祉手当の受領に必要な手続き、</p> <p>病院への医療費の支払い手続き</p> <p>税金や社会保険料、電気、ガス、水道などの公共料金の支払い手続き</p> <p>生活に必要なお金の出し入れ、また預金の解約の手続き</p>
	書類等預かり	<p>貸金庫などでの年金証書、預貯金通帳、証書(保険証書・不動産権利証書・契約書など)、実印、銀行印などの大切な書類や印鑑の預かり</p>
成年後見制度との関係	<p>日常生活自立支援事業を利用している間に利用者が判断能力を喪失した場合、日常生活自立支援事業の契約は終了する。契約終了後は、成年後見制度への移行や、利用者の生活に応じたほかの援助サービスへのつながりが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の売却などの財産管理に関する法律行為や、施設入所の代理契約などは、日常生活自立支援事業では対応できない。 ・利用者が悪徳商法などの財産侵害の被害に遭った場合、日常生活自立支援事業においては、成年後見制度の同意権・取消権に相当するものがないため、対応には限界がある。財産侵害の防止には、成年後見制度の利用が望ましい。 	

サービスの流れ



利用料の目安

福祉サービスの利用援助	1回につき 1,000 円 ~ 1,500 円
日常的金銭管理サービス	生活保護受給者は無料 1回 1時間程度
書類等の預かりサービス	月額 250 ~ 1,000 程度

上記料金のほかに、本人宅からサービス提供機関や金融機関などに出向いた際に生じた生活支援員の交通費実費は、利用者の負担となる。

愛知県社会福祉協議会ホームページ「日常生活自立支援事業」を基に筆者作成

(3) 成年後見制度

本制度の概要

1) 法定後見制度

法定後見制度は、認知症などによりすでに判断能力の不十分な状態にある人に対して、家庭裁判所がその人の判断能力の程度を判断し、代理権・同意権・取消権の権限が与えられた成年後見人・保佐人・補助人を選任する制度。本人の判断能力の程度に応じて、判断能力の低い順に「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。

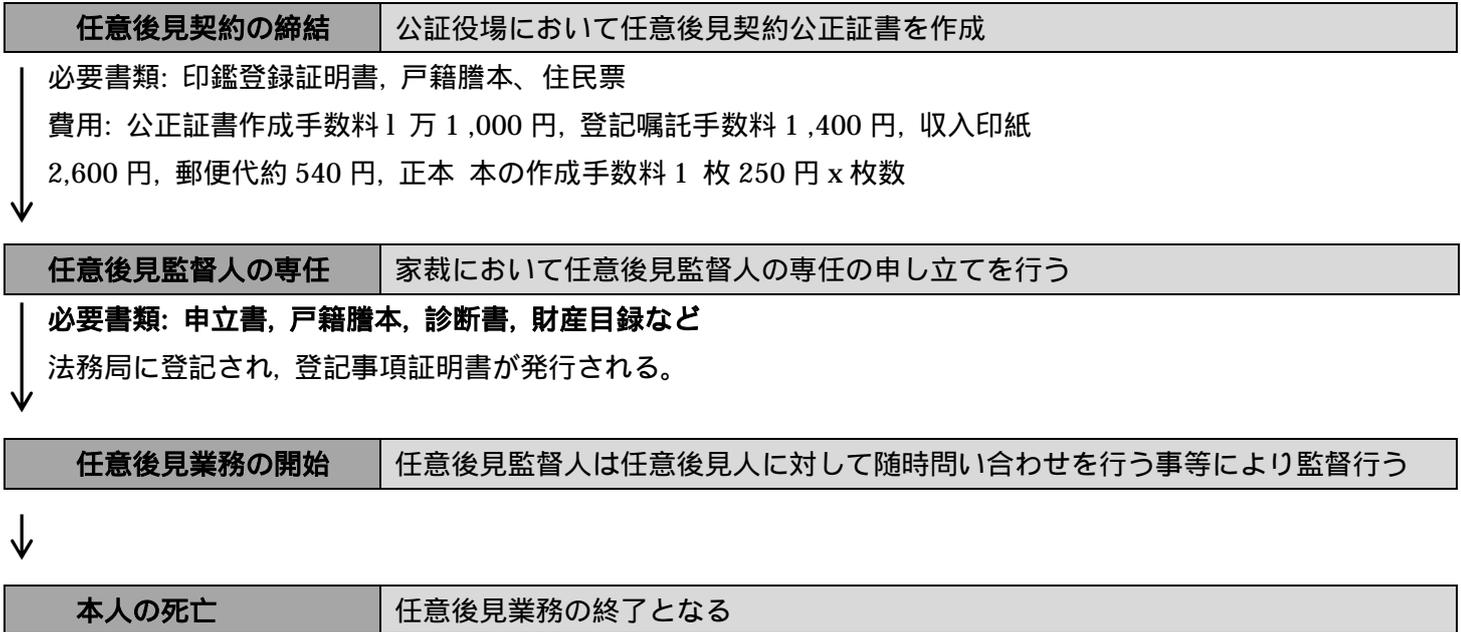
法定後見制度の手続きの流れ

申し立て	原則として本人の所在地を管轄する家裁に対して行う
申し立てができる者: 本人, 配偶者, 4 親等内の親族, 検察官など。身寄りのない認知症高齢者, 知的障がい者, 精神障がい者について, その福祉を図るために特に必要があると認める時は, 市町村長が申し立てを行うことができる (市町村申し立)。 必要書類: 申立書, 戸籍謄本, 住民票, 診断書, 財産目録, 成年後見に関する登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) など 費用: 収入印紙 800 円(申立手数料) と 2,600 円(登記手数料). 連絡用の郵便切手代, 鑑定費用 5 万~10 万円	
審判手続き	審問 必要に応じて家事裁判官が直接事情を尋ねる 調査 家裁調査官の聴取、問い合わせ 鑑定 本人の判断力についておこなうもので後見・補佐の場合には原則として鑑定が必要
審判	後見人、保佐人、補助人の専任のほか、具体的な支援内容が決定される。 必要に応じて後見人、保佐人、補助人を監督する各監督人が選定される。
後見、保佐、補助の業務開始	家裁は後見人、保佐人、補助人に対して 1 年に 1 回の会計報告を求めたり、随時問い合わせることにより監督を行う ↓ 法務局に登録され、登記事項証明書が発行される。
本人の死亡	業務の終了、同時に後見人、保佐人、補助人から相続人への財産の引き渡しなどを行う

2) 任意後見制度

任意後見制度は、本人が将来判断能力が不十分になった時に備え、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、本人自らが本人の判断能力が不十分になった時の後見人を選び、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人役場で結ぶ制度

任意後見制度の手続きの流れ



成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者, 知的障がい者, 精神障がい者で, 市町村が成年後見の審判の請求を行うことが必要と認められる人であって, かつ後見人の報酬など, 必要となる経費の一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し, 成年後見制度の申し立てに要する費用(登録手数料・鑑定費用など), および後見人等の報酬を助成する事業。

障害者総合支援法では, 市町村地域生活支援事業の必須事業となっている。

Q 交通事故で介護が必要になった場合も介護保険サービスは受けられるのか

第2号被保険者は, 介護保険サービスを受けられる場合が, 特定疾病を原因とする場合に限られるため, 交通事故による障害では受けられない。

第1号被保険者では, 要介護状態になった原因にかかわらず, 介護保険サービスを受けられる。

ただし, 交通事故など明らかに加害者の行為により要介護状態となった場合は, 介護保険は使えるが, その保険給付分については, 保険者が加害者に対して求償することになる。その際, 第三者行為による傷病届などの提出が必要となる。

*1 民法 13 条 1 項に定める行為

「保佐人」には、不動産を処分したりお金を借りたりするなどの以下の「重要な法律行為」について、後見人同様、不利益な契約を取り消すことができる取消権が与えられます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、「保佐人」の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。

「補助人」は、以下のなかで、裁判所が認めた事項について契約を取り消す取消権、「被補助人」に代わって契約を行う代理権が与えられます。

1. 貸金の元本の返済を受けること。
2. 金銭を借入れたり、保証人になること。
3. 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
4. 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
5. 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
6. 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
7. 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
8. 新築・改築・増築や大修繕をすること。
9. 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

取消（同意）権の範囲

被成年後見人 > 被保佐人 > 被補助人



被補助人に比べ被保佐人への取消（同意）権の範囲が広い

*2 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為

保佐人と補助人に審判によって与えられる代理権は、本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為であれば何でもよく、要介護認定の申請や介護支援契約の締結なども含まれます。参考までに以下に例を記載しておきます。

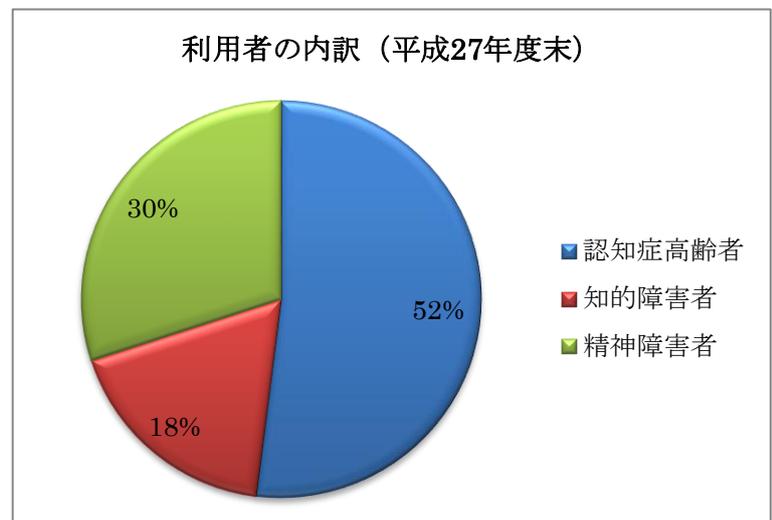
- 1..不動産、動産等すべての財産の保存、管理、変更及び処分に関する事項。
- 2..金融機関、証券会社とのすべての取引に関する事項。
- 3..保険契約（類似の共済契約等を含む）に関する事項。
- 4..定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払いに関する事項。
- 5..生活費の送金、生活に必要な財産の取得、物品の購入その他日常関連取引に関する事項。
- 6..医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入所契約に関する事項。
- 7..登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、各種カード、預貯金通帳、株券等有価証券、その預り証、
重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項処理に必要な範囲内の使用に関する事項。
- 8..登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項。
- 9..以上の各事項に関する行政機関等への申請、行政不服申立て、紛争の処理（弁護に対する民訴法 55 条 2 項の特別授権事項を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む）に関する事項。
- 10..複代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項。
- 11..以上の各事項に関連する一切の事項。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係性

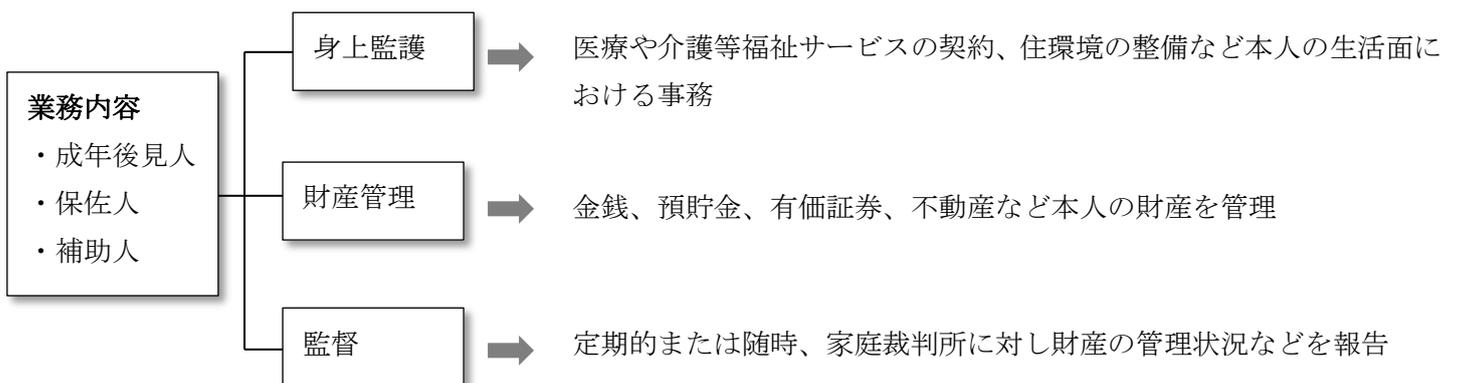
(1) 福岡県内における日常生活自立支援事業・成年後見制度利用者数推移



サービス種類	利用できる制度
居宅サービス	日常生活自立支事業
	成年後見制度
施設サービス	成年後見制度

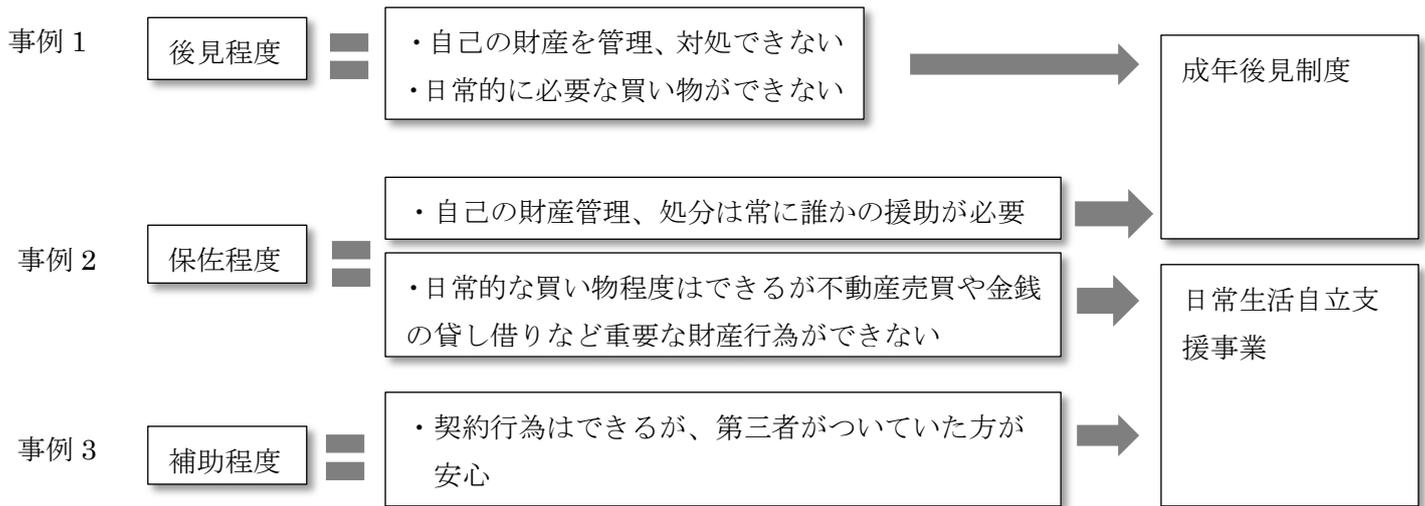


成年後見人、保佐人、補助人の業務

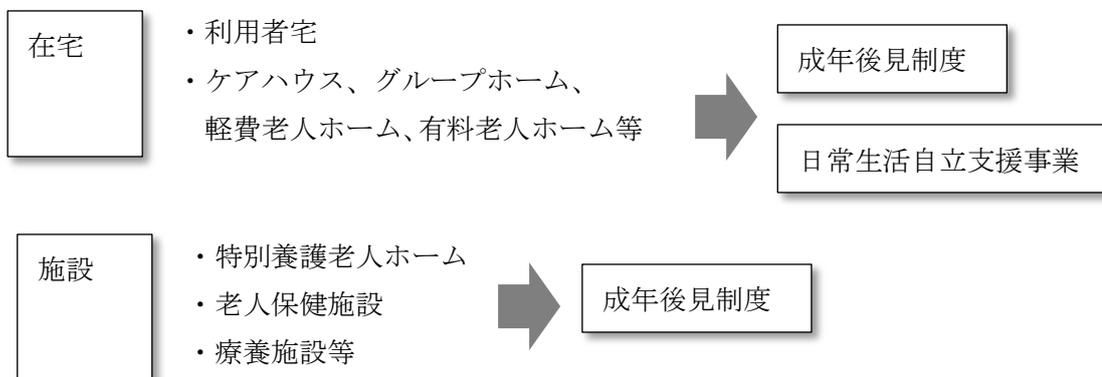


日常生活自立支援事業の利用範囲と成年後見制度

(1) 判断能力からみた場合



(2) 居住状態から見た場合



(3) 援助内容から見た場合

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
生活に関すること	身上監護 施設入所契約、医療契約、介護契約など	日常生活支援 ・心配ごと相談 ・福祉サービス利用援助
金銭に関すること	財産管理 不動産の処分、遺産分割など	日常的金銭管理 家賃、公共料金、医療費の支払い、小遣い引出等 書類等預かり 銀行貸金庫での書類) 年金証書、定期預貯金通帳、不動産権利証書など) 等の預かり